

機船船びき網漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、宮城県漁業調整規則（令和2年宮城県規則第103号）第4条第1項第6号に掲げる機船船びき網漁業につき、宮城県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
かたくちいわし（しらす）1そうびき機船船びき網漁業	別記	7月11日から12月10日まで	定めなし	5トン未満	22	以下の要件の全てを満たす者 (1) 操業区域に係る第二種共同漁業権の組合員行使権を有する者、又は関係地区以外の者であって当該漁業権の免許を受けた漁業協同組合（支所）の書面による同意を得た者 (2) 平成18年から平成22年（震災前過去5年）に貝桁漁業の許可を受け、当該漁業を営んでいた者 (3) 当該漁業権の免許を受けた漁業協同組合と共同して当該漁業を営もうとする者

（別記）

第二種共同漁業権共第255号及び共第256号のうち、次の点ア、イ、ウ、エ、オを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア 緯度38° 09. 76′ 経度140° 57. 33′

イ 緯度38° 08. 44′ 経度141° 02. 71′

ウ 緯度38° 02. 61′ 経度141° 01. 09′

エ 緯度37° 53. 79′ 経度140° 58. 59′

オ 緯度37° 53. 79′ 経度140° 55. 84′

（上記緯度経度は「世界測地系」による数値）

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年5月25日から令和8年6月19日まで